

優先出資の募集に関する決定公告

平成24年2月3日

出資者各位

宮城県気仙沼市八日町2丁目4番10号
気仙沼信用金庫
理事長 菅原 務

優先出資の募集について、下記のとおり決定いたしましたので公告いたします。

記

1. 募集優先出資の内容

- (1) 優先的配当の額（以下「優先的配当金」という。）の額面金額に対する率（以下「優先的配当率」という。）は、以下のとおりとする。
 - イ. 優先的配当率（年率）は、「預金保険機構が公表する各事業年度（公表年度の前事業年度）の「優先配当率としての資金調達コスト」×100」によって決定する。
 - ロ. 優先的配当率の決定の基準日は、初回を平成24年1月27日とし、以降、毎年、預金保険機構が直前事業年度に係る震災特例金融機関等の優先出資配当率としての資金調達コストの公表日（7月頃）とする。
 - ハ. 決定された優先的配当率は、基準日の属する事業年度に適用する。
 - (2) 優先的配当率の上限は年80割とする。
 - (3) 優先出資者に対する剰余金の配当の額が優先的配当金を下回った場合、その下回った額は翌事業年度の優先的配当金に加算されないものとする。
 - (4) 優先出資消却に際し優先出資者の優先出資を買い入れる場合に支払う額は、次のとおりとする。
 - イ. 買入価額は一口あたり5,000円とする。
 - ロ. 買い入れに伴い発生する予定優先的出資配当相当負担金は、「(一口当りの優先出資額面金額) × (優先的配当率) × (当該年度の配当起算日から買い入れまでの日数 / 365) × (買入口数)」とする。
 - (5) 残余財産の分配は、定款に定める方法に従い、次に掲げる順序によりこれを行うものとする。
 - イ. 優先出資者に対して、優先出資の額面金額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する。
 - ロ. 優先出資者に対して、優先出資の払込金額から額面金額を控除した金額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する（当該優先出資が額面金額を超えて発行された場合に限る。）。
 - ハ. イおよびロの分配を行った後、なお残余があるときは、払込済普通出資の口数に応じて按分して会員に分配する。
- ニ. 残余財産の額がイおよびロにより算定された優先出資者に対する分配額に満たないときは、優先出資者に対して、当該残余財産の額をその有する口数に応じて分配する。

- | | |
|--------------|-----------------------------|
| 2. 募集口数 | 3,000,000口 |
| 3. 払込金額 | 1口につき5,000円
(額面金額は1口50円) |
| 4. 払込期日 | 平成24年2月20日(月曜日) |
| 5. 配当起算日 | 平成24年2月20日(月曜日) |
| 6. 増加する資本金 | 1口につき2,500円 |
| 7. 増加する資本準備金 | 1口につき2,500円 |
| 8. 募集の方法 | 私 募 |

以 上